

議案第11号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者による管理) <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>知事が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に、倉吉未来中心に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 倉吉未来中心（センターに係る部分を除く。以下この条及び<u>第5条から第10条まで</u>において同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管理に関する業務（<u>知事のみの権限に属するものを除く。</u>）</p>	(指定管理者による管理) <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>知事が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に、倉吉未来中心に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 倉吉未来中心（センターに係る部分を除く。以下この条、<u>次条及び第6条から第11条まで</u>において同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管理に関する業務のうち、<u>知事のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 略
2 略
3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、倉吉未来中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 略
2 略

び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第6条 略

(行為の制限等)

第7条 略

(措置命令)

第8条 略

(利用許可の取消し)

第9条 略

(利用料金)

第10条 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として收受さ

(利用の許可)

第7条 略

(行為の制限等)

第8条 略

(措置命令)

第9条 略

(利用許可の取消し)

第10条 略

(利用料金)

第11条 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

せる。

2及び3 略

(利用料金の減免)

第11条 略

(規則への委任)

第12条 略

2及び3 略

(利用料金の減免)

第12条 略

(規則への委任)

第13条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。